

# 島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第13回島根海区漁業調整委員会が、令和元年12月16日（月）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

## 【議題】

- (1) 令和2年漁期のマアジ、マイワシのTAC計画の変更について（諮問）
- (2) 太平洋クロマグロの資源管理について（報告）
- (3) 水産政策の改革等に伴う漁業調整規則の改正について（報告）
- (4) その他

委員会での検討結果は以下のとおりです。

## (1) 令和2年漁期のマアジ、マイワシのTAC計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニ、クロマグロについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。

このたび、国において令和2年漁期のマアジ、マイワシに係わる漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

## 県の管理計画の変更の概要

	令和2年1月～令和2年12月の知事管理量
まあじ	34,000トン [うち中型まき網：32,100トン]
まいわし	24,000トン [うち中型まき網：23,500トン]

(備考)

- ・TACの2割を留保枠とし、当初配分は8割とする。
- ・来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。

## (2) 太平洋クロマグロの資源管理について（報告）

第5管理期間における県計画において、小型魚（30kg未満）の知事管理量79.6トンのうち2.5トンを、大型魚（30kg以上）の知事管理量22.7トンのうち1.2トンを留保枠として設定していましたが、管理期間の後半となり、知事管理量を有効に活用する観点から、今般、留保枠を割り当てるために、令和元年12月3日に県計画を変更しました。

また、県計画の変更に合わせて、ガイドラインについても変更しました。

## くろまぐろの漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

	第5管理期間の知事管理量 (平成31年4月～令和2年3月)
--	----------------------------------

小型魚 (30kg 未満)	79.6 トン [うち 0.4 トンを留保枠とする]	
大型魚 (30kg 以上)	22.7 トン [うち 0.2 トンを留保枠とする]	
採捕の種類	小型魚 (30kg 未満)	大型魚 (30kg 以上)
定置漁業	22.1 トン	22.5 トン
くろまぐろ承認漁業	56.3 トン	
その他の漁業	0.8 トン	

### (3) 水産政策の改革等に伴う漁業調整規則の改正について (報告)

平成 30 年 12 月に公布された漁業法改正に合わせ、水産庁が技術的助言として示す「都道府県漁業調整規則例及び内水面漁業調整規則例」も改正される予定であり、これを受け、島根県漁業調整規則及び島根県内水面漁業調整規則を改正する必要があるため、改正方針の概略について事務局より説明をしました。

主な改正点は次のとおりです。

#### 【漁業法の改正を踏まえたもの】

- ①大臣許可漁業に準じた知事許可漁業に係る手続き等の見直し
- ②許可漁業 (あわび漁業、なまこ漁業) の新設

#### 【都道府県漁業調整規則例の改正を踏まえたもの】

- ③海面規則と内水面規則の一元化
- ④規定方法の整理

#### 【県内の状況の変化を踏まえたもの】

- ⑤水産植物の採捕制限の見直し (内水面)
- ⑥網漁具による水産動物の採捕制限の見直し (内水面)

### (4) その他

島根県から農林水産省関係への提案・要望事項について情報提供がありました。

**お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950**